

令和3年

厚生委員会会議録

とき 令和3年7月7日

品川区議会

令和3年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和3年7月7日(水) 午前10時00分～午後2時01分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 鈴木 博 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 石田 秀男 君 委員 若林 ひろき 君
委員 せお 麻里 君 委員 木村 けんご 君
委員 高橋 しんじ 君

欠席委員 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員 伊崎 福祉 部長 寺嶋 福祉 計画 課長
宮尾 高齢者 福祉 課長 菅野 高齢者 地域 支援 課長
松山 障害者 福祉 課長 築山 障害者 施策 推進 担当 課長
櫻木 生活 福祉 課長 福内 健康 推進 部長
(品川区保健所 長 兼 務)
高山 参 事 池田 国保 医療 年金 課長
(健康推進部 健康 課長 事務 取扱)
秋山 保健 整備 担当 部長 鈴木 参 事
(品川区保健所 生活 衛生 課長 事務 取扱)
鷹 箸 参 事 豊嶋 新型 コロナ ウイルス 予防 接種 担当 課長
(品川区保健所 保健 予防 課長 事務 取扱)

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査についておよびその他と進めてまいります。

なお、報告事項の(9)品川区の新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種状況について、配付資料の差し替えを求められましたので、これを了承し、机上に配付させていただいております。

また、石田ちひろ委員より、事情により遅参の旨のご連絡を頂いております。

本日も、これまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、報告事項等は原則、部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入れ替え等も行ってまいりますので、ご了承ください。

最後に、本日も、特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第一号被保険者の介護保険料の減免について

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料（国保・後期）の減免について

○鈴木（博）委員長

初めに、予定表1、報告事項を聴取いたします。

会議の運営上、予定表の順序を変更しまして、初めに、(3)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第一号被保険者の介護保険料の減免についておよび(6)新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料（国保・後期）の減免についてを、関連するものとして、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○宮尾高齢者福祉課長

それでは私から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第一号被保険者の介護保険料の減免についてご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

1、趣旨でございます。本件は、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえまして、感染症の影響で収入が減少したことなどによって保険料の支払いが困難になった第一号被保険者に対しまして、介護保険料の減額・免除を行うものでございます。昨年度も同じ内容で実施いたしましたが、今年度も引き続き実施しているものでございます。

2、概要でございます。基本的には昨年度と同様でございます。(1)対象者・減免額ですが、大きく2種類ございます。①、感染症によりまして、世帯の主たる生計維持者、生計主と呼びます、が死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者につきましては、所得に関わらず全額免除となります。②、感染症の影響によりまして、生計主の事業収入等の減少が見込まれ、下のアおよびイの2つの要件を満たす第一号被保険者につきましては、一部減額または全額免除となります。

ただいまご説明した表のうち、②の収入減のケースの計算例と具体例を裏面に記載しております。恐

れ入ります。ここで裏面をご覧ください。上段に減免額の算定式、その下に具体例を記載しております。具体例のところをご覧ください。

設定としましては、ご夫婦で、夫が年金収入プラス給与収入のある方で、この給与収入が新型コロナの影響で30%を超える減少の見込み、妻は年金収入のみで収入面での影響は出ていないという設定です。この設定で、今回の条件に基づいて算定いたしました減免額を、一番下のところ、太枠にて記載してございます。

恐れ入ります。もう一度、表面にお戻りください。

(2) 対象期間でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日に納期限が設定されている保険料となります。

(3) 申請期間、(4) 手続方法、(5) 周知方法につきましては、資料に記載のとおりでございます。

最後に、3、財政負担でございます。今回、特別調整交付金の交付基準に基づきまして、減免総額に応じて国が一部負担するというところでございます。

○池田国保医療年金課長

私からは、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の納付が困難となった世帯に対しましての、令和3年度の保険料についての減免の申請受付を開始したということでのご報告となります。

まず、1、対象者でございます。①としまして、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、②としまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、その下にございます⑦から⑨までの全てに該当いたしまして保険料の納付が困難となった世帯ということでございます。

2の対象となる保険料につきましては、令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限が設定されている普通徴収のものでございます。なお、特別徴収につきましては、特別徴収対象年金給付の支払いということで、4月から2月までの年金支給日に徴収されるものということでございます。

3の減免額の算定方法でございます。こちらはご覧のとおりになってございまして、裏面には詳しく計算式が載っておりますので、後ほど見ていただければと思います。

4、周知についてでございます。こちらの周知につきましては、区の広報紙、区ホームページ、国民健康保険料の決定通知発送の際に同封いたします「こんにちは国保です」で周知しているところでございます。

5、財政負担についてでございます。特別調整交付金といたしまして、国民健康保険分につきましては、国より10分の4から10分の10を負担いただく予定になってございます。

6としまして、令和2年度の実績について書いてございます。このように、国民健康保険分につきましては減免件数が1,860件、後期高齢者医療保険分については99件の実績がございます。令和3年度6月末現在の申請状況につきましては、国民健康保険分でございますけれども、200件ほど問い合わせがあるところでございます。なお、後期高齢者医療保険分につきましては、7月15日から受付を開始するというところになってきているところでございます。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）副委員長

1つは介護保険料なのですが、国民健康保険料等のほうは実績が書かれているのですが、介護保険料のほうの実績について教えていただきたいと思います。それで、国民健康保険にしても介護保険にしてもそうなのですが、算定の事業収入などの減収の割合のことなのですが、3割減っていると対象になるということだと思えるのですが、それはコロナの前から3割減ったというのが去年の実績、対象ということになると思うのですが、今回の対象というのは、コロナの前のことに対して3割減少が続けば対象になるということではなくて、コロナで3割減少になった、さらにその3割減少になるということではないと対象にならないのかということについてお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長

まず、令和2年度にも今回と同様の減免措置がございました。そちらの実績でございますが、令和2年度の実績といたしましては、承認された方が436人、減免総額が3,049万8,546円。以上が令和2年度の減免実績でございます。

それから、対象の額の考え方でございますが、今回は、令和2年度の収入と令和3年度の収入を比較して、資料に記載のあるように、例えば、アの場合ですと10分の3以上減額が見込まれる場合に対象となるということでございます。

○池田国保医療年金課長

国民健康保険料の減免の考え方でございますけれども、令和2年度の際に、既にこちらの減免の申請を受けて決定された方につきましては、令和3年度の保険料で保険料自体は既に令和2年度のものよりも抑えられているところでございますので、令和3年度で特に継続してのコロナ減免というものはないです。あくまでも、コロナによって今年減少が見込まれるということで、対象となってまいります。

○鈴木（ひ）副委員長

ということは、コロナで令和2年度がかなり本当に減収になってしまって、3割以上減収になってしまって、国民健康保険料が減免されたという方でも、同じ減少が続いているという状況でも対象にならないということになるのでしょうか。そういう状況、そういう制度というのは、ちょっと問題なのではないかと思うのです。そここのところの確認をさせていただけますでしょうか。

○池田国保医療年金課長

あくまでも令和2年度は令和2年度の収入ということで、減免の申請ということになります。令和3年度、今年の分のコロナ減免につきましては、今年の収入が、コロナの影響により、今現在、これから先、減った場合ということで該当になるということでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

ご相談いただいている方が、令和2年の収入に比べて令和3年の減収が、3割以上減少していなければ申請できないと言われたということなのですが、令和2年の収入がその前の年に比べて3割減ったということで、令和2年のときに国民健康保険が免除されたということなのです。この方の収入が109万円だということなのですが、それが、今年も同じ収入がずっと続くということなのです。こういう方でも、令和2年度で免除されたという収入がそのまま続くという方でも、減免の対象にはならないということなのでしょうか。それで、この方には、国民健康保険料として15万円の請求が来たということなのですが、同じように3割以上の減収がずっと続いているにもかかわらず、令和2年よりもさらに3割減収にならないと減免の対象にならないということだということなのでしょうか。

○池田国保医療年金課長

今お話があったように、昨年の収入から減少していない限りは対象にはならないということでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

昨年度は同じ収入で免除になったのに、コロナの影響ですっと同じような状況が続いているのに、免除にならずに15万円もの国民健康保険料がそのままかかってしまうというのは、今回の減免制度の在り方として問題なのではないかと思うのですけれども。去年はコロナの影響でということで免除されたにもかかわらず、同じ収入が続くにもかかわらず減免の対象にならないというのは、制度として問題なのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長

昨年、減額・免除になった方というのは、昨年の収入が減る見込みということで申請されている方でございます。令和3年度の保険料については、もしそのとおりであれば、その少ない収入に対しての保険料が賦課されている状態でございます。ですので、令和2年度の保険料と令和3年度の保険料とを比較した場合には、通常ですと、令和3年度の当初の保険料というのは、令和2年度に比べると低くなっているはずなのです。そういうことで、あくまでも令和2年度の収入が少なくなるということで減額・免除をしていますので、令和3年度には該当しない。さらに、令和2年度の収入金額よりも令和3年度が、コロナウイルス感染症の影響で減るといようなことになると、そこからまた減額・免除の対象になってくるということになりますので、全てが対象にならないのではなく、収入が減れば対象になるのですけれども、令和2年と同じような金額であれば、令和3年度は減額の対象にはならないとご理解いただければと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

私はそれは制度の矛盾だと思うのです。なぜなら、コロナの影響というのが全くないときから比べて3割以上減ってしまって、その3割減ったところでの収入のときは免除されたにもかかわらず、同じ収入の減額状況がずっと続いているのに、さらにそこから3割減らないと免除にならないというのは、制度として矛盾なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。この方は年収が109万円だということです。それなのに15万円の国民健康保険料なのです。やはりコロナの前から3割減ったという状況がずっと続けば減免されるという制度であるべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長

私としては、特に制度の矛盾はないかとは思いますが。というのは、既に収入が減ったところで保険料が決定するわけです。また、この減額の制度につきましては、例えば政策減額等で既に減額されている世帯については対象にならないということで、低所得者の方に対しては、きちんとした減額について、これ以前からやっておりますので、令和3年度、引き続きやることに対して、令和2年度と引き続きやった場合の矛盾があるかということ、それはないかと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

本当にこれは国の制度ですから、課長が変えるということではできないことは分かりますけれども、けれども、コロナの前から3割減ったというのがずっと続いていて、その影響で令和2年度は免除になったものが、そのまま続いているにもかかわらず、今年度は15万円もの国民健康保険料がかかってくるというのは、そして3割減少という収入の減少がずっと続いているにもかかわらず、その制度が機能し

ていないというのは、大変矛盾な制度だということで、これはちょっと国のほうでも見直していただきたいと。区からもぜひ国にも、同じようにコロナの影響で3割減少が続くのであれば、きちんと同じような形で減免制度が受けられるようにということで、ぜひ意見を上げていただきたいと私は思います。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

国保医療年金課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(1) 品川区成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメント実施結果について

○鈴木（博）委員長

次に、(1)品川区成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメント実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○寺嶋福祉計画課長

それでは、品川区成年後見制度利用促進基本計画のパブリックコメント実施結果についてご報告させていただきます。

本年1月の厚生委員会で、パブリックコメントの実施についてご報告したところでございます。本日はその結果についてのご報告ということになります。前回の報告から半年経ちましたので、まず初めに計画の策定について、おさらいというか、確認をさせていただきます。

資料の1でございます。策定の検討スケジュールですけれども、大きく2つございまして、品川区成年後見制度利用促進基本計画策定委員会は、外部の委員の方による策定委員会を3回、うち1回は書面開催となりましたが、3回開催いたしました。それにそれぞれ先立ちまして、区の職員と成年後見センターの職員による計画策定の検討会というのもの、同じく3回実施したところでございます。

続きまして、本題のパブリックコメントの実施結果ということになります。1枚おめくりいただきまして、別紙1をご覧ください。パブリックコメントの実施結果ですが、別紙1以降、集計結果、それから裏面以降には、寄せられたご意見、これは区で要約したもの、それからそれに対する区の考え方という順で記載しております。

まずパブリックコメントですが、令和3年2月11日から1か月間、意見募集を行いまして、11人の方からご意見を頂きました。複数の意見を頂いた方もいらっしゃいますので、意見の総数としては32件ということになります。頂いた意見を大きくまとめますと、主に制度の周知に関すること、相談に関すること、それから制度そのものに関すること、このように3つに大別できると思います。周知に関することと相談に関することにつきましては、頂いたご意見を踏まえまして前向きにしっかりと取り組んでいくという区の考え方を示しているところでございます。それから制度につきましては、例えば報酬助成であったり制度自体の在り方についてということで、区独自ではなかなか変えられないということもある内容も含まれておりましたので、ご意見としては承りまして、工夫できるところにつきましては今後検討しながらしっかりとやっていきますというような回答になっているものでございます。

次に、別紙2は計画案ということで、こちらは前回の報告のときにもご用意させていただきましたけれども、内容については、基本的にそのときと変わっておりません。こちら、計画案という段階ですが、今後の作業としましては、まず冒頭に挨拶文を入れるということ。それから、12ページ以降、今は何

も入っていませんが、こちらには発表する際の最新データを掲載するというので、そちらを今、準備しているというところがございます。それ以外としましては、表現や説明の順番等を再度見直し、極力分かりやすい内容にした上で決定稿という形に持っていきようと思っております。したがって、パブリックコメントのご意見により大きく内容に変更があったものではございません。

最後、4の公表ですが、本計画の決定稿、それからパブリックコメントの結果につきましては、令和3年10月に区ホームページで公表を予定してございます。決定稿が完成した際には、委員の皆様にも区議会事務局を通してお渡しすることを考えております。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

パブリックコメントも読ませていただいたのですが、これは10月に発行されるということで、これから最新の数字を入れていくということなのですから、改めて成年後見制度の利用者について、高齢者と障害者、それぞれ何人ぐらいずつ利用されているのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、成年後見制度というのは、品川区はずっと社会福祉協議会で、成年後見センターもつくられて、長い間、取組をされているのを、この計画にどう落とし込んでいくかということになるのだということと言われていたと思うのです。19ページのイメージなのですから、成年後見人がつくとなったら、チームというのがあって、それから協議会があって、中核機関ということになるということなのですから、チームというのは、後見人がついたところで、その方のチームというのがつくられて、定期的に検討会議みたいなものがされていくというイメージなのか。それとも、後見人がついたときに、何か問題が生じたときにチームとして集まって検討するみたいな形になるのか。チームのイメージをもう一度お教えいただきたいと思っております。

それから、協議会でPDCAサイクルも回していくということになっていくと思うのですけれども、協議会というのは常設の会としてつくられて、それで、例えば何年ごとに変わっていくとか、協議会の在り方やイメージも教えていただけたらと思っております。それで、成年後見制度が計画に対してどこまで到達していて課題が何かとか、その後どうしていくかなどというのが、1年ごとに出されていくということになっていくのかという、その辺のことを教えていただけたらと思っております。

○寺嶋福祉計画課長

まず、高齢者・障害者の利用実績ということですが、平成14年、これは成年後見センターが開設したときになりますけれども、累計の申立て件数ということで申し上げますと、高齢者につきましては令和2年度末で593件、それから障害者については44件という実績になっております。比率としては高齢者のほうが圧倒的に高いのですが、障害者につきましても、やはり必要としている人が一定程度いるということがお分かりいただけるかと思っております。

続きまして、19ページのイメージということですが、まずチームにつきましては、これはそれぞれのケースによって大分違ってくると思うのですが、基本的には月に1回必ずやってくださいなどということになるかどうかは別として、間があまり空かないほうがいいという考え方もありますので、それは協議会や中核機関ともうまく連携を取りながら、しっかり連携がなされているということを確認するというところでやっていきたいと、今のところは考えております。少なくとも、後見人

とご家族、ご本人だけではなくて、例えばここに書いてある例ですが、関与するケアマネージャーや医療機関の方が入って、通常、ケアマネージャーが入っているケースは、ふだんのケース会議などもありますので、こういったものをうまく活用して、二度手間にならないように、チームが集まれる形と。そういう意味で、人によってそれぞれ違ってくるといことはあるのですけれども、期間が空き過ぎて全然状況が分からなくなったなどといことは決してないように、それはしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

それから次に、協議会の在り方なのですけれども、これは10月に計画ができて、そこからいよいよ取り組んでいくということなので、今現在、計画ができたときに、もう全て出来上がっているというわけではなくて、品川区の場合は、今、モデルケースというか、成年後見センターがありますので、実際のところは、こちらの視察によく来ていただいて、国もモデルにしたというお話も聞いていますけれども、品川区としては一定程度できていますが、ほかの自治体はそうではないので、これからつくっていくという前提に立って言えば、品川区は今、成年後見センターの運営委員会というのはいま既にあります。それで、今、イメージとしては、そちらがそのまま、同じメンバーかどうかは別として、そちらのメンバーの方に基本的には協議会に参画いただきまして、その中でさらに必要な構成員があれば加えていくといった形を模索しながらやっけていこうと考えております。そういう意味では、会としては別物ですけれども、運営委員会というのは定例ですとやっていますので、通常、顔を合わせられる形にはなっています。例えば年に1回、協議会をやるのか、必要に応じてやろうかというあたりは、既にもう、一定程度、顔が見えているメンバーなので、その中で決めていけるのかなと、柔軟に対応できるとは捉えております。したがって、今後の開催につきましても、しっかりその中で検討して行って、年に1回は少なくともあるとは思いますが、必要に応じて開催できるような形で取り組んでいければと、今の段階では考えておまして、策定委員会でもそのような意見が出ていたところがございます。

○鈴木（ひ）副委員長

利用者のことなのですが、今の数字というのは累計ということですよ。平成14年にできて、それからずっと全部の、累計の人数だと思うのですけれども、今、令和2年度の段階でどれぐらいの方が使われているのかという数字を教えてくださいたいと思います。

それから、運営委員会ということとされているということであれば、ここには、協議会は、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療・福祉関係団体、地域関係団体ということで構成されているとあるのですが、そういう方が運営委員会の中にはもう既に入られているということでしょうか。

それからもう一つ伺いたいのが、取組を見ていたら、任意後見人の場合の監督人報酬というものに対して、本人に経済的な負担が生じるということがちゅうちょの一因になっているということで、本人が負担しない仕組みとするように検討してほしいというのを、何人かの方々から受けたのですけれども、区は「国の動向を注視しつつ、体制を検討してまいります」ということで回答されているのですけれども、この報酬の負担が重い方への支援というのは、国でも検討されているとか、区でも検討されているということがあるのか、この点についても伺いたいと思います。

○寺嶋福祉計画課長

令和2年度の実績ということですが、令和2年度は、恐らくコロナの影響等もあったと思うのですけれども、例年に比べてかなり少なかったと認識しておまして、これは申立て件数ですけれども、高齢者は、令和2年度は、17件です。それから、障害者は3件でした。先ほどの累計の中の実数として、そういう数字が実際に出ていたと思います。

それから、運営委員会のメンバーのことですけれども、こちらの資料の38ページです。成年後見制度利用促進基本計画策定委員会ということで載っておりますけれども、この中の大半の方が実際の運営委員会のメンバー。上からずっと、恐らく下のライフサポート、市民後見人の会以外は入っていたと記憶しております。基本的には同じメンバーで、今回、策定に関して実際にやっている後見人の方に入ってもらったということなので、このメンバーがそのまま。もちろんまだ依頼もしていませんし、お答えも頂いていない、そもそも決定はしていないのですけれども、見込みとしてこちらの方に、立ち上げ期はやっていただきたいと考えているところでございます。

それから監督人報酬については、今、委員からもあったように、問題点としては、やはり認識はしております。まず品川区の場合は、基本的に区長申立ての場合で、一般の市民後見人や、通常の一般後見人の方がやる場合は、社会福祉協議会が監督人に就くということになっていますので、そういう意味では、なかなか収入の少ない方については社会福祉協議会が監督人報酬を得られていないという実態があるので、それは区としても社会福祉協議会としても認識はしているのですけれども、品川区については少なくとも社会福祉協議会がそこをやっているのですが、任意後見で、例えばご家族が親族後見をした場合に、監督人が必須になってきたときに、いろいろ家庭裁判所に聞くと、収入が少ない方については例外的に就かないケースがあるなどという話も聞いてはいるのですけれども、実際には就いて、家族が後見をするのでお金が一切かからないと思ったら、監督人の費用があったみたいな話があるということは委員会の中でも出ていますので、それについてどういうふうにしていくかというのは、まさに今後、こういった形をつくった上で、どういったことができるのかというのを検討していくというのが課題だとは捉えています。

○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。ありがとうございました。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

○高橋（し）委員

品川区の成年後見の仕組みは先進的な取組をされているということで、品川モデルというようなことで、非常にすばらしい取組だと思います。ただ、区民の方々への周知などというところがなかなかだと思うのですが、パブリックコメントの32件という意見の数がどうかということ。皆さん、どういうご意見というのは中を見たら分かるのですけれども、32件という数字について、どういうふうにお考えでしょうか。

○寺嶋福祉計画課長

その他のいろいろな計画物等のパブリックコメントの人数と比較して、なかなか難しいのですけれども、実際に意見を頂いた方の、どういった方から来たか、実際、関係の、こういったことに携わっている方からの意見というのももちろんありましたし、そういう意味で捉えれば、なかなか、そもそも意見を出していただいた方が、限定的という言い方がいいかどうか分からないのですけれども、恐らく委員のご指摘は、そもそもこの人数だと、この時点で、まだ周知、普及啓発が行き届いていないのではないかという意味でのご指摘と受け止めました。そこも含めまして、今回、計画とは別に、いわゆる誰でも分かるようなパンフレット、リーフレットになるかもしれないのですけれども、それを作成して、かなりの部数を作って普及啓発に努めようということも考えておりますので、今のご指摘も踏まえて、さらに普及啓発、周知についてというご意見が多かったので、そこをまずしっかり取り組んでいこうというのは、

委員会の中でも皆さん共通の意見であったということをお伝えさせていただきます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。非常に大事な仕組みをつくっていただいている、素晴らしいことなのですが、結局、見てみるとすごく複雑な仕組みで難しいので、今お話があったように、分かりやすいパンフレット等で周知を進めてください。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言は。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和2年度品川区介護保険制度の運営状況について

○鈴木（博）委員長

次に、(2)令和2年度品川区介護保険制度の運営状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾高齢者福祉課長

それでは私から、令和2年度品川区介護保険制度の運営状況について、資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。

最初に、1、品川区の高齢者の状況といたしまして、毎年4月1日現在の住民基本台帳における人口を記載しております。令和3年4月1日現在の65歳以上の人口は、太枠に記載のとおり、8万2,057人で、そのうち75歳以上の人口は4万2,460人となっており、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っているという状況です。高齢化率は20.2%で、前年並みとなっております。

下の表に参ります。2、要介護認定の状況でございます。令和3年3月末日時点の第1号被保険者数は、表の中央やや上に記載しておりますが、8万3,064人となっております。対前年で162人の増となっております。また、認定率は18.5%で、前年よりも0.3ポイントの減となっております。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。

(2) 認定者数と認定率の推移でございます。直近5年間の推移を参考数値といたしまして、介護保険制度開始時の平成12年、それから大きな制度改正がありました平成18年を、例年どおり記載しております。総人口・高齢者人口の増加に伴いまして、認定者数は増加または横ばい傾向を示しております。

下の表に参ります。3、サービスの利用状況でございます。まず、こちらの折れ線グラフは、在宅介護認定者数を表したものでございます。令和3年3月末日時点で1万1,223人となっておりまして、これは認定者全体の約73%に相当いたします。認定者のうち約7割は、在宅生活を前提とした認定を受けているということになります。

続きまして、棒グラフ、ケアプラン作成件数でございますが、予防プラン、介護プラン、合わせて8,875件でございます。内訳としましては、予防プランが3,837件で全体の43.2%、介護プランが5,038件で56.8%でございます。

右側にある円グラフは、プランを作成した事業所別に見た状況でございます。割合は、区内20か所の在宅介護支援センターで全体の約7割、68.8%、そして民間の居宅介護支援事業所が約

3割、31.2%のケアプランを作成しているという状況でございます。

続きまして、3ページに参ります。サービス給付実績と利用件数で、サービスごとの実績を棒グラフでお示ししております。縦の行にサービスの種類を記載しております。棒グラフは給付費をお示ししております。一番上の居宅介護支援を例にご説明いたしますと、まず、棒グラフの中、991という数字ですが、これは介護給付費の令和2年度の決算額を100万円単位で表したもので、9億9,100万円ということになります。その右隣の138という数字ですが、これは要支援の方が対象の予防給付費で、同じく1億3,800万円ということになります。そして、各数値の下にございます、括弧つきの数字ですが、これは月平均の利用件数を表してございます。この場合、介護分が5,038件、予防分が2,294件ということでございます。以下、同様でございます。

続きまして、①居宅サービスの中、上から8番目のところに、特定施設という項目がございます。こちらをご覧ください。特定施設と申しますのは、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、ケアハウスなどのサービス形態を表すものでして、ここ数年、30億円を超える実績が続いております。参考までに、現在、区内には、地域密着型も含めて14の特定施設がございます。なお、この表は給付費を表しておりますが、品川区民の方が他区・他県の特定施設を利用した分は、住所地特例という制度がございまして、品川区が保険者になりますので、この数値に反映されます。逆に、他区の方、他県の方が品川区内の特定施設に入居された場合、品川区は保険給付費をお支払いしないので、この数値には反映されないということになります。ただいま申し上げました考え方は、下のほうにございますピンク色の棒グラフ、③施設サービスにおきましても同様でございまして、住所地特例という制度が適用されるものでございます。

それから、このグラフがお示ししておりますのは、先ほど申し上げたとおり給付費で、利用者数ではございません。「棒グラフが長い＝利用者数が多い」というわけではありません。例えば、先ほどの特定施設の給付費は約35億円ですが、件数はその下の1,495件となっております。例えば比較のために、上から3番目の通所介護・通所リハビリをご覧くださいと、棒グラフは特定施設より短いのですが、件数自体は約1.7倍の2,503件となっているということで、これは給付と人数の関係で、このグラフは給付費をベースに作成している関係でこのようになっております。

それから全体を通してですが、何か所か、「0」という記載がございます。これは、金額で100万円に満たなかったもの、また月平均にしたときに1件未満になったもの。こういう場合は、実績があっても「0」という表記になります。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページをご覧ください。居宅サービスの利用実績でございます。こちらは、令和2年度の1年間における1か月平均の実績と各サービスの伸び率を、指数という形でお示ししてございます。それぞれのサービスが始まった最初の年度の実績を100としたときの指数を、括弧つきの数字にて記載しております。

②通所介護（デイサービス）ですが、令和2年度につきましては、総合事業分・介護給付分ともに、利用実績は対前年で減少しております。

5ページに参りまして、⑤訪問看護・訪問リハビリテーションでございますが、ここ数年、増加傾向にありまして、令和2年度についても、この傾向は同様でございました。

⑧住宅改修ですが、他のサービスのように毎月繰り返して利用するのではなく、基本的に1回限りになりますので、ここに関しては年間の利用件数ということで、月平均ではありません。資料には、「※累積値」という注意書きを付してございます。

おめくりいただきまして、6ページに参ります。こちらは地域密着型サービスの利用実績でございます。各サービス、増減がある中で、令和2年度におきましては、①地域密着型通所介護は対前年で減、逆に、④夜間対応型訪問介護、⑥看護小規模多機能型居宅介護などが増加傾向を示しております。

続きまして、7ページをご覧ください。これはアスタリスクで注意書きをさせていただいておりますが、介護保険法に定められた保険給付サービスとは別に、第1号被保険者の保険料のみを財源といたしまして、各保険者が独自に設定して行うサービスでございます。実績につきましては、記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。4、施設サービス等の利用状況でございます。それぞれ各月の平均利用人数を記載してございます。1、介護保険4施設につきましては、対前年で微減。2、特定施設、3、地域密着型サービスにつきましては、ここ数年、増加傾向にございまして、全体としては例年並みという利用状況でございました。なお、介護療養型医療施設の実績が減り、逆に介護医療院の実績が増えておりますのは、昨年4月に、武蔵小山駅前にございます康済会病院が、介護療養型医療施設から介護医療院へと転換したことによるものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。被保険者および保険料の状況でございます。左側の表の下、欄外に記載させていただきましたが、昨年度、それから一昨年度に、第1段階から第4段階までの方を対象に、国による保険料軽減対策が講じられました。なお、今年度もこの軽減対策は継続されております。また、各所得段階別の人数につきましては、ほぼ前年度と同様の数値となっております。同ページの一番下には、各期の保険料の基準額の推移を記載してございます。

おめくりいただきまして、10ページをご覧ください。

保険料の徴収方法の方法別の対象者数でございます。まず、特別徴収でございます。年金から天引きをする方法です。保険料の徴収方法といたしましては、全体の約80%の方がこの方法によっております。そしてもう一つ、口座振替・納付書・窓口でのお支払いなどの普通徴収。この2つの方法がございます。普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満の方、また例えば65歳に達してから半年程度は年金天引きの特別徴収の手続がまだ完了していないということがありますので、一定期間、普通徴収になっているような例もございます。徴収率ですが、特別徴収につきましては天引きということになりますので100%となっております。普通徴収につきましては83%ということで、対前年で1.2ポイント上がっております。全体としましては0.2ポイント上がって98%という状況でございます。

続きまして、(4)品川区独自の介護保険料の特例減額でございます。こちらは、保険料の段階が第3段階・第4段階に該当する方のうち、一定の条件を満たした方について、保険料を第2段階と同じ額まで減額するという制度でございまして、これは品川区独自の対策でございます。昨年度は19件の実績がございました。

続きまして、11ページでございます。介護保険特別会計の財政状況でございます。それぞれの円グラフの中央に記載の額が決算見込額で、令和2年度は257億400万円ということになります。左のグラフが歳入、右のグラフが歳出ということでございます。下段の棒グラフは、歳出全体のうち、保険給付費の総額の推移をお示したものでございます。対前年で見ますと、額で2億3,100万円、率としては1.0%の増となっております。サービス別の内訳でございますが、緑のところ、居宅サービスが、金額で131億7,400万円、構成比は57.2%と最も多くなっております。

おめくりいただきまして、12ページ、13ページをご覧ください。こちらは総合事業等の実施状況

でございます。介護保険事業計画で言うところの第6期、平成27年4月から総合事業が始まりました。資料に赤字で記載させていただいておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、幾つかの事業につきましては中止としております。各事業の実績につきましては、記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、14ページをご覧ください。介護保険制度等に関する広報活動ということで、説明会・講演会、これは主なものとしましては、「認知症講演会」、認知症サポーター養成講座というところで、認知症対策に力を入れている傾向は前年と同様でございます。令和2年度につきましては、先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面による事業、飲食を伴う事業につきましては中止とさせていただいたものもございまして、「認知症講演会」や認知症サポーター養成講座の一部では、オンライン形式での実施を導入するなど、新たな試みも致しました。

最後のページ、15ページになります。9品川区介護保険制度推進委員会でございます。この委員会は、条例に基づき設置されるもので、委員は20名。所掌事務としましては、介護保険事業計画の推進および改定に関する審議等ということとなっております。主な審議事項といたしましては、介護保険事業の収支状況、サービスの利用状況ということで、ただいまご説明しております、この運営状況につきましても、介護保険制度推進委員会でご報告をすることとなっております。昨年度は、第八期介護保険事業計画の策定に関することを中心にご審議いただきました。なお、この委員会につきましても、一部、昨年度は書面開催とさせていただきました。それから同様に、令和2年度は書面開催となりましたが、地域包括支援センター運営協議会も、例年同じ日に開催しております。

下になりますが、(4)モニタリング等調査部会は、介護保険制度推進委員会の中に設置している部会です。委員は4名です。区に寄せられた苦情の対応の状況の確認、必要な指導・助言、また給付費通知の際に行うモニタリングアンケート調査の分析・評価、このようなことを行っております。介護保険制度推進委員会の方に報告するという位置づけになっております。昨年度、区に寄せられた苦情といたしましては10件ということで、それぞれの内容に応じて各施設に助言等を行ったものでございます。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

1ページなのですが、要介護認定者数のところで、要支援と要介護の割合なのですが、全国構成比と比較して10ポイント以上、要支援が多いという状況で、本当に品川区は軽く出るという声をずっと聞いているわけなのですが、このことについては区としてどう考えられているのかということをお聞かせください。

それと、1ページで高齢化率が20.2%で同じなのですが、高齢化率が八潮以外が全部、下がっているというのが、第八期の介護保険事業計画の中でもありましたけれども、八潮以外で高齢化率が下がっているということに対しては、どう分析されているのかということについてもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2ページなのですが、介護認定の認定率も、これはずっと上がり続けてきたのですが、令和2年度に初めて、認定率18.5%ということで下がったのですが、認定率が下がった理由というのも、区としてはどう捉えられているのかについてもお聞かせいただきたいと思っております。

まず、この点をお願いします。

○宮尾高齢者福祉課長

まず1ページ、介護認定率のところでございますが、区といたしましては、定められた手順、それから定められた基準に則って、適正に認定しているところでございます。結果として、このような数値になっているところでございますが、繰り返しになります、適正な認定事務を行った結果の数値と受け止めているところでございます。

それから、高齢化率につきまして、八潮以外で下がっているというところでございますが、率としては下がっているというところで、高齢者の数としては微増しているというところで、要は、八潮以外の地区については65歳未満の方の数が増えているというところで、結果として高齢化率が全体として横ばいになっているという状況でございます。ただ、率は横ばいになったとはいっても、高齢者の方の数が今後も一定程度、高い水準で推移していくことを考えておりますので、高齢者対策はしっかりと推進していく必要があると認識しているところでございます。

それから、2ページの認定率が、昨年度、令和2年度につきまして18.5%というところで、前年から若干下がったというところでございますが、ここはまだ詳しい分析というのはできていないところもあるのですが、1つにはやはりコロナのことが影響しているということは、まだ推測の域を出ませんが、考えられると思います。ですので、令和2年度だけの数字をもって、この傾向がどうなっていくかというところは、まだ今の時点では何ともいうところがありますので、引き続き動向を注視してまいらなければならないと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

認定率が下がったのもコロナの影響かということなのではございますけれども、本当に令和2年度というのはコロナの影響が様々なところに出ていると思うのですけれども、そういう点では、令和2年度の介護保険制度の運営状況の中で、認定率もそういうことで、コロナの影響ではないかということなのではございますけれども、運営状況を見たときに、コロナの影響が、あとどんなところにどういう形で出ているのかということも、区としてどう考えられているのか、伺いたいと思います。

それから、12ページの総合事業なのですが、はつらつ健康教室なども、例えば南大井文化センターで36回あって29人というのは、多分これは累計なので、回数よりも人数が多いというのは、やったけれども人がいなかったということなのですか。この辺のところもコロナの影響なのか、どうなのか。どんな状況で、36回やって29人だったのか。また、大崎ゆうゆうプラザなどにしても、36回、147人というのは、割り返すと平均で1回4人というふうになるのですけれども、そういうところもコロナの影響なども出ているのかという思いはするのですけれども、この総合事業などもコロナの影響で中止にした事業というのが幾つかあったということでしたけれども、その辺は、0回、0人というのが、中止にしたというところで考えていいのか。また配食サービスなども、在宅サービスセンターによっては0食というところがあるのですけれども、それも配食サービスをコロナの影響によって中止したのか、それとも今後ずっと中止していくということになるのか。その辺のところを教えていただきたいと思っております。

○宮尾高齢者福祉課長

まず、コロナの影響でございますが、令和2年度は、やはり通所系のサービスを中心に、対前年でサービスの利用実績が減少しているという傾向が見られております。ただ、全体としては、対前年で件数・金額ともに微増という形の数字が出ているところでございます。なお、令和2年度から令和3年度にかけては、徐々に実績は戻りつつあるといえますか、コロナ前の水準に戻りつつあるというのが、傾向と

してはあるところでございます。なお、通所系のサービスにつきましては、国からも特例措置・特例の取扱いが種々出されておまして、区としても、国の制度の趣旨を、しっかりと事業所に周知しているところでございます。

○菅野高齢者地域支援課長

12ページの総合事業のはつらつ健康教室です。こちらは、まず南大井文化センターの36回、参加人数は29人というところのお答えなのですが、詳しい事情というところはまだ分析も必要なのですが、はつらつ健康教室は週1回で3か月間、全12回が1クールとなっております。ですので、こちらの36回というのは、3か月間のクールが3回行われたということなのです。そこに、1クール、参加者の方がそのまま参加されるので、恐らく一人も参加しないで行われたという回はないのではないかと考えております。そうでないと、この会は恐らく開催されませんので。ということで、累計というか、延べというよりも、同一人物が何回か参加しているということで、人数が少ないのではないかと思います。ですので、1クール平均10人ということで、1クールが36を3で割って12回なので、そこに10人ずつ参加していると理解していただければと思います。

あと、栄養改善事業など、中止になった事業ということで、0回、0人ということなのですが、こちらはやはり飲食を伴う事業なので、ほかの運動系の事業などについては、いろいろと感染症対策を講じながら再開したものの、やはり飲食というところで、なかなか感染症対策の中、実施することができずに、令和2年度は残念ながら一度も開催できなかったという次第です。

○鈴木（ひ）副委員長

デイサービスなども、本当に、コロナの影響で介護報酬を2段階上げたところで請求してもいいという、そうなったときに自己負担が増えてしまうことに対して品川区がすぐに対応していただいたというのは、本当に事業者の方、地域の方々から、すごくありがたいという評価をお聞きしております。本当に、そういう素早い対応をしていただけてよかったと思います。またコロナの影響がしばらくこれからも続くと思いますので、様々現実に合わせて対応をよろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画のパブリックコメント実施結果について

○鈴木（博）委員長

次に、(4)第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画のパブリックコメント実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願ひます。

○松山障害者福祉課長

ご報告させていただく前に、1か所、修正がございます。資料をおめくりいただき、別紙1の3ページをご覧ください。3ページの下段のNo. 3、計画全体のご意見を頂いておりますが、その右に、区の考え方を記載してございます。区の考え方のうち、「第6期障害者福祉計画」となっておりますが、正しくは「第6期障害福祉計画」でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、私から、第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画のパブリックコメント実施結果について、ご報告申し上げます。本件につきましては、本年1月19日の厚生委員会において、

計画素案の説明とパブリックコメントの実施についてご説明しておりますので、本日は変更点を中心に
ご説明申し上げます。

前回の説明と重複いたしますが、本計画は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となっております。目的は、障害児者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備・サービス見込み量に関わる
令和5年度末の目標を設定するため、および障害福祉サービスを提供するための体制の確保を総合的かつ
計画的に計らえるようにするため策定するものでございます。

まず、1、これまでの策定検討スケジュールです。基礎調査を、記載のとおり実施しております。また、
障害者団体のヒアリングも、本年2月に実施いたしました。また、品川区地域自立支援協議会から
もご意見を頂いております。当計画は、品川区障害福祉計画策定委員会で4回にわたりご検討いただき
ました。

次に、パブリックコメント実施結果についてです。おめくりいただきまして、別紙1をご覧ください。
意見募集期間は本年1月21日から2月19日までで、提出人数は、団体を含む23人の方からご意見
を頂きました。意見数の合計は673件でした。章ごとの意見数につきましては、下の表に記載のとおり
でございます。

2ページ以降に、全てのご意見と区の考え方を記載してございます。ご意見の内容につきましては、
多岐にわたり、幅広い内容でございました。

また最初の資料にお戻りいただきまして、基礎調査、障害者団体へのヒアリング、品川区地域自立支
援協議会、パブリックコメントを踏まえまして、品川区障害福祉計画策定委員会でご検討いただいた上
で、区といたしまして計画を策定したところでございます。

その計画は、別紙2になります。趣旨や区の考え方に変更はございませんけれども、文言や表現の修
正を行ったこと、また最新のデータやコラム、施設一覧を追記してございます。

公表につきましては、本計画およびパブリックコメントの実施結果を、広報しながら7月21日号お
よび区ホームページにて掲載いたします。今後、本計画に基づきまして、障害のある方とご家族が安心
して暮らせるよう、障害福祉の充実に努めてまいります。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

策定検討スケジュールの（2）の、障害者団体13団体にヒアリングを2月に行われたということな
のですけれども、これはどんな意見が出されたのかということと、主な意見についてご紹介いただけ
たらと思うのです。それと、13団体の皆さんから出された意見というのを、これは本当に当事者の意見
なので、パブリックコメントと同様にご報告いただけたらありがたいと思っているのですけれども、こ
のヒアリングをされて、13団体からどんな意見が出されたのかというのをまとめられたものというの
はあるのか、その点についても伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

障害者団体のご意見の一覧につきましては、第4回品川区障害福祉計画策定委員会で資料としてお出
ししているものでございます。こちらにつきましては、ホームページで掲載させていただきますので、
ご覧いただけるとっております。全体的には、ご要望といったような、計画についてというより、日
常的に日頃から感じていらっしゃるということというのが主なご意見でした。

○鈴木（ひ）副委員長

分かりました。策定委員会の第4回の資料も見せていただくようにしたいと思います。

あと、パブリックコメントがすごくたくさん来ていて、私も読み切れてはいないのですが、すごい量なので、この中で1つ気になったことが、5ページの7番なので、
「荏原地域に障害者施設を整備する」ということで、前の計画には明確にそういう文言があったのですが、そこは区としても認識されて、荏原地域に障害者施設を整備したいということで、厚生委員会の中でも何回もお話しただいてきたと思うのですが、ここの区の回答で、相談支援事業や児童発達支援事業や放課後等デイサービスなどの事業所が複数開設されたということで、この文言がなくなったという形でのご回答があるのですが、これだけで荏原地域に整備するという文言をなくしていいのかという思いがしたのです。この計画の中には、全ての事業所がどこにどれだけあるのかというのが一覧表でずっと計画等の中に書かれておりますけれども、計画の91ページから98ページまで、どういうサービスがどこの地域にあるかという一覧表が書かれているのですが、これを見ても、荏原地域というのを私もチェックしてみたところ、本当に少ないのです。就労継続支援B型も就労継続支援A型も就労移行支援もないし、6人のグループホームも1か所しかないですし、98ページの地図に、どういう施設がどこにあるというのが落とされているのを見ても、第二京浜国道から小山にかけてのところは、本当に全体を見渡しても施設がないというのは、資料でも本当に白いところがすごく多くて、施設が少ないというのは一目瞭然なのではないかと思えますし、また6ページにも、「地域による資源の偏り」という文言も多分なくなったということで書かれていたと思うのですが、そういうところでは、荏原地域は圧倒的に少ないという思いがするのです。だから、本当にやはりここは区としても、これでいいのだということではなくて、文言はないけれども、これからも荏原地域には施設を整備していくという考え方なのか。そこの文言はつけていただいて、きちんとやっていただけたらという思いが私はあるのですが、そこの認識について伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長

荏原地区に障害者施設をということで、前計画に載っていた文言が今回はないというご質問ですが、策定委員会の中で、外部有識者の方々も入られ、障害者団体の7人の方も入られた上で、計画に荏原地区という文言を記載するかどうかというところにつきましては4回にわたりご検討いただきましたけれども、特にその記載というのは、こちらにあえてというご意見はそれほどありませんでした。ただし、区としては、荏原地区に限らずなのですが、必要な施設整備は進めていくという認識は変わっておりませんので、前回と同様の方向の考え方というのは変わっておりません。

○鈴木（ひ）副委員長

前回はそういう形で明記されていたのが、若干は、幾つかはできたとはいえ、まだまだ本当に、地図を見ても分かるとおり、荏原地域には確実に少ないという状況ですし、やはり通いやすいというところでは、荏原地域の、林試の森など、ああいうところにこれからもつくっていくという計画もありますので、そういうところも含めて、特に就労系なども含めて、荏原地域の施設整備というのはぜひお願いしておきたいと思えます。

あと、もう一つ、グループホームも足りないので整備していくという方針は、ずっと区でも立てられていて、補助金をすごく増やしていただいたと思うのですが、それにもかかわらず増えていないというか、若干増えた部分もあるのですが、その増えたところも補助金の一つも使われなかったということがあると思うのです。その点は、なぜ補助金が使われなかったのか、補助金があるということも知らな

いということもないのかなと思ったりして、補助金が使われないのがなぜなのか、補助金を活用しながら、もっと増やすというところに持っていくにはどうしたらいいのか、その辺の区の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

グループホームの補助金についての区の考え方のご質問でございます。グループホームにつきましては、この計画の92ページをご覧ください。こちらに区内の障害者・障害児支援施設の一覧というものを載せさせていただいたのですが、92ページに共同生活援助ということで、こちらがグループホームの一覧になっておりますが、下から2つ、39番と40番が、6月に新たにグループホームが、6人と10人ということで16人、区としては区内のグループホームの定員が増えたということになります。こちらにつきましては、実は昨年度からグループホームの整備費補助についても周知を、区内外の100事業所にお知らせいたしまして、お電話で誘致を図ってきたというところでございます。その中で、ずっとご相談を頂いていた事業所ですけれども、やはり東京都の指定の時期ですとか、東京都の補助金の時期が、かなり影響がありまして、コロナの影響もあり、グループホームの説明会も延期していたりという時期もありまして、こちらの事業所は、事業所の判断として、区のグループホームの補助金のことも情報は知りつつも、早くオープンしたほうが良いということで、開設を頂いております。今後につきましても、グループホーム補助金につきましては、積極的に周知を図っていきたくと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

こういうふうに、補助金を使わないで建てられたとお聞きしましたので、どうしたら補助金を使えて、なおかつ施設開設が進むのかという、補助金の使いやすさとかその辺のところ改善の余地がないのか、そういうことによってさらに進むように、ぜひお願いしておきたいと思っております。

それと、もう一つなのですけれども、この計画が3年間の計画なので、これからこの後また実績についてご報告いただきますけれども、実績のところでのPDCAサイクルを、どこをどういう形で回していくのかということなのですけれども、前回の議論をしたときに課長が、「策定委員会が、その後も実績の評価だったり、そのようなことをしていきます」というのが、去年の段階では私が質問をしたときにそういうご答弁をされていたのです。でも、前回の厚生委員会の中で、「推進委員会を立ち上げて、そこで評価して、実績をその後はどうつなげていくのかというPDCAサイクルは回していきます」というご答弁だったと思うのです。その辺のところは推進委員会というのが新たにつくられるという、それで評価をして、毎年、今回みたいな実績をつくっていくということになるのかという点。

それから、その実績のところも、これは後になるのですけれども、数字だけではなくて、その一つひとつの事業に対して、きちんと評価して、どこまで到達したのか、課題が何なのか、そして、それに対してどう対策を取っていくのかというあたりも、その評価の中には必要なのではないかと思うのですけれども、その辺もされるということになっていくのか。そういう点についても伺いたいと思っております。

○松山障害者福祉課長

実績の評価、いわゆるPDCAサイクルの主体となる体制についてのご質問です。計画の6ページに記載させていただいておりますが、文章の中の下から3行目です。品川区障害福祉計画推進委員会というのを立ち上げまして、こちらは新たに立ち上げまして、計画の進捗状況の検証・分析・評価を行うということで、必要に応じて改善・見直しを行ってまいりますというところですので、実績については、品川区障害福祉計画推進委員会で検証・分析を行ってまいりたいと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、ここに書かれている品川区障害福祉計画推進委員会というのは、3年間、継続して、この計画に対して第三者的にずっと評価をして、実績というのをその次につなげていくという形でやっていくということになっていくのでしょうか。推進委員会をつくって、計画の進捗状況の検証および分析・評価をやっていくというのは、国の方針としてこういうものがつくられているのか。この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長

障害福祉計画推進委員会の任期の期間ということになりますが、できましたら計画に合わせて3年間という形は考えております。また、国で障害福祉計画推進委員会というような文言や方針があるのかというお尋ねでございますが、国のほうでは特にございません。これは、品川区独自の体制の中で、どういう体制がよろしいのか、あるいは計画の進捗状況の検証や分析・評価を行う体制として、障害福祉計画推進委員会ということで、現在の策定委員会や地域自立支援協議会ではなく、別のところで検証したほうがいだろうというところで考えたものでございます。

○鈴木（博）委員長

ほかにご発言はございますか。

○高橋（し）委員

先ほど成年後見のところでもパブリックコメントについてお尋ねしたのですが、今、障害福祉計画は各自治体で、もうつくったところもあるし、23区でも策定中だったり、策定したと思うのですが、他区のパブリックコメントのコメントの数というのでしょうか、各自治体の住民の方も大変興味・関心があったと思うので、どんな状況か、もし分かればお願いします。

○松山障害者福祉課長

他区のパブリックコメントの状況についてでございます。品川区は23人で673件と非常に多かったのですが、次に多い意見件数から申し上げますと、江戸川区が45人で182件でございます。次に多いのが大田区で、25人で171件ということでございます。100件を超えるところが5区ございまして、あとは、少ないところでは本当に、0件あるいは1件というところもありまして、ほぼ30件、あるいは50件、70件ぐらいが、大体平均となっております。他区に比べて品川区はかなり、ちょっと飛び抜けて多いという状況でございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。ご意見を大変たくさん頂いているということで、団体も含めて23人ですか、それで673件という、今、23区で比較して多いというご説明がありましたけれども、23人の、団体を含めた方々から673件ということについて、どんな分析というか、状況ですか。

○松山障害者福祉課長

パブリックコメントの意見数の状況でございますけれども、673件のうち、お1人の方と1団体の方で600件以上を占めておりまして、大体9割を占めております。ご意見は、多く頂くのは特に制限はないのですけれども、やはり公平性の観点から、できれば広く平均的な数のご意見を頂けるとありがたいと感じているところでございます。

○高橋（し）委員

先ほど成年後見のところでもお話ししたのですが、パブリックコメントは、区のホームページにも意義がきちんと説明されて、非常に重要なものなので、このようなご意見を伺いながら、先ほどご説明

がありましたけれども、今後、計画を進めていくということですので、今後3年間、計画の推進をきっちり進めていっていただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長

ほかにご発言はございますか。

○せお委員

今回の福祉計画のところに、教育のインクルージョンというのが、今までなかったところが初めて入っていて、うれしく思うのですが、やはり、度々私も発言させてもらっているのですが、障害者にとって幼少期というのはすごく重要で、障害者の理解促進だったり、あと本人の未来のためにも、もう絶対に幼少期というのは重要になってきて、特にやはり教育は重要だと思っています。これは具体的に、保育園、幼稚園、小学校、中学校というところと、どのような場で連携していくのか。今までどのように連携して行って、情報共有などして行って、これから、この計画だと3年だと思うのですが、具体的にどういった場で連携や情報共有などしていくのか、その辺を教えてください。

○松山障害者福祉課長

障害のあるお子さんが、幼少期から学齢期、それから大人になるまでということで、切れ目ない支援というのが重要と、区も考えております。今まで、連携というのは、個別の案件ごとにスピードアップして、随時、行ってまいりました。また具体的には、今、地域自立支援協議会の中での子ども支援部会というところがありまして、そちらにつきましては、区や品川児童学園、あと障害児の相談支援事業所、また保育園、それと教育総合支援センターも入っております。また保健センターも連携してございます。今、そういった中での共通の、連携についての、どうやったら連携しやすいか、あるいは迅速にスピードアップして情報共有を図れるかというところは、現場レベルで課題を共有しているところでございます。これから具体的に少しずつ一步一步、進めていければと考えております。

○せお委員

ありがとうございます。私は、本当はあまり連携という言葉は好きではなくて、当たり前なので、これから当たり前にならざるを得ないところが、部や課など関係なくスピーディに情報共有できるようになっていただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長

ほかになにかご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 令和2年度品川区障害福祉計画実績について

○鈴木（博）委員長

次に、(5)令和2年度品川区障害福祉計画実績についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者福祉課長

私から、品川区障害福祉計画の令和2年度実績について報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

こちらの計画実績は、平成30年度から令和2年度までの3年を1期とした全計画、第5期品川区障害福祉計画および第1期品川区障害児福祉計画の中での令和2年度の実績になります。

1ページをご覧ください。品川区の障害者の状況です。まず(1)が、身体障害者手帳所持者は

9,421人でした。(2)愛の手帳所持者でございます。1,980人です。(3)精神障害者保健福祉手帳所持者は2,983人でございます。

2ページをご覧ください。令和2年度末における成果目標についてです。

(1)施設入所者の地域生活への移行については、①平成28年度末の施設入所者数281人を基準として、令和2年度末までに2%以上、6人が地域移行することを目標と掲げています。また、②令和2年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数281人を超えないこととすることを目標と掲げております。令和2年度実績は、施設入所者の地域生活への移行者は4人でした。施設入所者は271人でした。

(2)地域生活支援拠点等の整備につきましては、国の基本方針では、令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することがうたわれておりますが、品川区では、令和元年10月に開設した品川区立障害児者総合支援施設をはじめ、相談支援センターを中心とした3か所の地域生活支援拠点を整備いたしました。引き続き、機能充実に向けて取り組んでまいります。

(3)福祉施設から一般就労への移行についてですけれども、目標として、①令和2年度の一般就労移行者数を、平成28年度の就労移行実績23人の1.5倍以上である35名としたところですが、令和2年度は58人が一般就労に移行しております。②就労移行支援事業の利用者は、平成28年度末の74人の2割以上増である目標値100人に対して、153人となっております。③就労移行率30%以上の就労移行支援事業所の割合が50%以上という目標値に対して、令和2年度は63%です。④各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率は、目標値80%に対し、27%でした。

この就労移行支援は平成30年度に新設のサービスで、就労移行支援等を利用して一般就労した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方に対しまして、企業や関係機関との連絡調整、助言を行い、その方が働き続けられるよう支援するサービスでございます。就労移行支援を受け、6か月経過後に、ご本人の希望により就労定着支援を受けることができます。令和元年度は96%で、令和2年度は27%と減少した理由についてです。まず、平成30年度から新設されたサービスであること、また従前から継続していたサービスではないこと、また国から示された目標が就労定着支援1年後の職場定着率ということで、1年後という条件があり、1年未満の方についてはカウントされないためと考えております。

3ページをご覧ください。ここからは、障害福祉サービスの実績についてです。グラフをご覧ください。青色の棒グラフですが、月間利用者数を示しております。この数字は、各年度3月末の給付実績に基づく実績です。赤色の棒グラフは、障害福祉計画において見込んだ数字でございます。平成27年度から29年度までが第4期障害福祉計画で見込んだ数字で、平成30年度から令和2年度までが第5期障害福祉計画で見込んだ数字です。緑色の線のグラフは、月間利用時間数を示しています。この数字は、各年度3月末の給付請求に基づく実績値です。紫色の線グラフは、第4期障害福祉計画および第5期障害児福祉計画において見込んだ数字です。なお、実績値につきましては、毎年度3月末の数値を基準としておりますが、令和2年度においては4月から2月の実績平均値を用いております。令和2年度の実績については、全般にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向となっております。(1)の訪問系サービスについても同様です。

4ページ、5ページは、訪問系サービスの内訳になります。4ページの①居宅介護ですが、在宅での生活時間の増に伴いまして、こちらは増加しております。一方、5ページでございます。5ページの同行援護につきましては、外出を控えられた方が多く、月間利用者数・月間利用時間数とも減少しており

ます。

6ページをご覧ください。日中活動系サービス、①生活介護についてです。実績値はほぼ横ばいになっております。その下の自立訓練、7ページが生活訓練の実績で、記載のとおりでございます。その下の就労移行支援は、本年度に1か所、事業所が新設されており、見込みより多くなっております。

8ページ、就労継続支援です。上段の就労継続支援A型、下段はB型ですが、ともに減少しております。

9ページ、就労定着支援は、先ほどご説明したサービスで、令和2年度の利用者数は51人と、前年度より増えております。その下の療養介護は横ばいとなっております。

10ページです。上段は福祉型短期入所で、利用者数・利用実日数ともに減少しております。下段は医療型短期入所で、実績は記載のとおりです。

11ページでございます。居住系サービス、①自立生活援助です。平成30年度からの新設で、施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方の地域生活を支えるため、一定期間、定期訪問などの支援を行うサービスです。実績はございませんでした。下段の②共同生活援助。グループホームの利用者数は200人で、前年度より増えております。

12ページです。③施設入所支援です。利用者数は271人です。下段、相談支援、①計画相談支援の令和2年度の年間利用者数は3,400人でした。毎年、増加傾向にございます。

続きまして、13ページをご覧ください。上段の②地域移行支援は4人でした。下段の③地域定着支援は実績がありませんでした。

14ページをご覧ください。ここからは児童福祉法に基づく障害児支援になります。①児童発達支援については、月間利用者数および月間利用実日数が増加しております。事業所については、令和2年度に1か所、新設されております。下段の②居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度より新設されたもので、外出が困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。令和2年度の月間利用者数は1人、月間利用日数は10日でした。

15ページになります。③放課後等デイサービスです。月間利用者数・利用実日数ともに増加してございます。下段の④保育所等訪問支援です。こちらも、令和2年度の月間利用者数および利用実日数ともに増加傾向にございます。

16ページ、⑤医療型児童発達支援については、減少傾向にございます。下段の⑥障害児相談支援です。民間事業所の開設により、年間利用者数は前年度に比べてかなり増えております。

17ページから地域生活支援事業になります。地域生活支援事業は、地域で生活する、障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する市区町村事業となっております。必須事業と任意事業がございます。

(1) 必須事業、①理解促進研修・啓発事業です。記載のとおりでございます。②相談支援事業につきましては、4つの地域拠点相談支援センターにおける相談件数を示しているものになっております。③成年後見制度の利用支援事業の実績は記載のとおりでございます。

18ページ、④意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業および、その下の要約筆記者派遣事業は、令和2年度はイベントの中止により減少しております。

19ページ、⑤日常生活用具給付等事業でございます。令和2年度の年間給付件数は、前年度と比べて減少しております。20ページと21ページの中段までは、その内訳となっております。

21ページの下段です。⑥手話奉仕員養成研修事業につきましては、令和2年度は例年どおりに実施

することができず、研修修了者はいらっしゃいませんでした。

22ページ、⑦移動支援事業については、外出を自粛された方が多く、令和2年度の年間延利用者数および年間延利用時間数ともに減少しております。

23ページ、⑧地域活動支援センターは、区内に3か所ございます。こちらも同様に、令和2年度の年間延利用者数はかなり減少しております。

24ページ、(2)任意事業でございます。①の巡回入浴サービス事業は、前年度より年間延利用者数が増えております。②の日中一時支援事業は、昨年度より年間延利用者数が増えています。これは、品川児童学園で日中一時支援を新設したことによるものと考えております。

25ページ、26ページにつきましては、前年と同様です。

27ページをご覧ください。その他の事業です。(1)障害者差別解消法に関する取組みとして、令和元年度は、差別を解消する取組みを推進するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、様々なご意見を頂きながら、普及啓発に努めております。(2)は福祉カレッジになります。人材育成の仕組みとして、令和2年度の実績は記載の表のとおりです。オンラインを活用し、研修を実施いたしました。

28ページの、令和2年度の品川区地域自立支援協議会の実施内容については、記載のとおりです。

○鈴木(博)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○鈴木(ひ)副委員長

この実績なのですけれども、これは3年間の計画の最後の年の計画実績の報告ということになると思うのですけれども、先ほども申し上げたのですが、例えば2ページで、「施設入所者が地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域での生活基盤となるグループホームや在宅サービスの充実を図っていく必要があります」などというふうな、今後に向けた対策みたいなものが書かれているところが若干あるのですけれども、それ以外のところがほとんどないのです。それで、これは、例えば訪問系サービスだったら、ここに書いてあるのは、このサービスというのはこういうものですという説明で、あとはグラフで数字が書かれているというだけなので、この実績をどう評価するのかというところは、これから品川区障害福祉計画推進委員会ができたなら、こういう実績に対して、何が課題で、これからどうしていくのかということも、きちんと評価と、次につなげるというところを出していただきたいと思いますと思うのですけれども、その点を1つお聞かせいただきたいと思います。

それから、あと具体的などころで伺いたいのですけれども、1ページの(3)自立支援医療費というところ、令和2年度のところが、利用状況にしても、様々すごく激減しているという感じなのです。自立支援医療、精神通院というようなものが、例えば統合失調症なども、1,300件とか1,200件とかだったのが555件になっていたり、アルコール依存症もそうですし、そううつにしても、様々、令和2年度のところが、数字としてはすごく減っていると思うのです。その減っている理由というのは、例えば統合失調症なども、これだけ減ってしまっただけで病院がかかっていると、またコントロールができていくのかなという思いがするのですけれども、それは実際にこういう形で減ってしまっているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長

まず1点目、実績についての検証や評価や、課題についての洗い出しというご質問についてでございます。委員ご指摘のとおり、品川区障害福祉計画推進委員会、事実に基づいて、それをどう明確な課

題を洗い出し、どう対策を講じていくかというところについては、そちらの推進委員会で議論をしていきたいと考えております。

また2点目の自立支援医療費の、恐らく申請の件数がかかなり減っているというところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、受給者証の有効期間が1年間延長するようということで、厚生労働省が省令を改正しておりましたので、そのために、令和2年度の自立支援医療費、精神通院の申請件数は、前年度よりかなり減少しているというところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

ということは、実際に医療にかかっていないということではなくて、申請をしなくても医療にかかれるという制度になったためにということですね。では、その辺も書かれていると、もうちょっと分かるかと思うのです。この数字を見ると、大丈夫かという思いがしましたので、そういうところも含めて表示をお願いできたらと思います。

それから、4ページの重度訪問介護なのですが、これは、もともと品川区の重度訪問介護の時間数というのは、全体の中でもすごく少ないのです。23区で1人当たり何時間使っているかというのが、東京都の資料で出ていたのですが、そこでも品川区が一番時間数が少ないところなのですが、それがさらに少なくなっているというところに、この数字がなっているのですが、見込みとしては上げていこうというところなので、その辺はもっと、希望に合わせて使えるというところの、相談事業所への周知ですとか、そういうことをもう少ししていただくと、多分、希望されている方というのはたくさんいらっしゃるのではないかと思いますので、ここは本当に、もともと少ないところがさらに減っているというのは、私はもう少し、周知だったり改善の手だてを取っていただきたいと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

それから、次の5ページの同行援護もそうなのですが、同行援護はかなり、コロナの影響で、高齢の方も多くて、ヘルパーを探すのもなかなか大変だということを伺っているのですが、その同行援護の体制というところでは、ガイドヘルパーの研修をして養成というところも、もう少し力を入れて、そういう体制もしっかりと取っていくことが必要なのではないかと思うのです。そういうところも含めて、ここにちょっと評価みたいな形で書いていただけたら、もっと見える形になっていくのかなと思うのですが、その辺のところは区としてどう考えられているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

あと、「実績・見込みは各年度3月末の数値です。令和2年度以降は4～2月の実績平均値です」というのが、各グラフの下に書かれているのですが、今は7月ですが、それでも3月までの実績を出すというのはなかなか困難ということなのではないでしょうか。ちょっとその点についても、お聞かせください。

○松山障害者福祉課長

まず1点目、重度訪問介護の時間数についてでございます。区といたしましては、計画相談支援事業所がご本人の希望を伺って、それから必要な時間数を支給しているというところでございます。そのため、特に何か制限しているものではなくございませぬ。ただし、他区の状況も私も見たところ、重度訪問介護の方がお1人いらっしゃるかどうかによって、時間数が、増減がかかなり激しいというのは把握しているところでございます。ただし、これは今後も事業者にも再周知を行いながら、相談支援事業所も含めて周知徹底を図っていきたく思っております。区の姿勢といたしましては、重度訪問介護で、必要な方に対しては必要な時間数を出しているということは、今後も変わるものではございませぬ。そのため、

見込みも上げているというところがございます。

それから、2点目の同行援護でございます。ガイドヘルパー研修についてのご質問でございますが、ガイドヘルパー研修につきましては、かなり新型コロナウイルス感染症の対策というところでは、いわゆる本当に密接した形での実地研修というのを1日行うといったプログラムもございますので、なかなか新型コロナウイルス感染症の関係で難しかったというのが実情でございます。ただし、これからワクチン等の接種が進み、感染症対策という体制がかなり強化されてまいりましたので、今年度につきましても、事業所と相談して状況を見ながら実施していくという予定でございます。

それから、3点目ですけれども、3月までの実績というのが、今回、やはりこれも新型コロナウイルス感染症の影響も、かなり事業者も多く受けておりましたので、なかなか正確な数字というのは出しにくかったというところなんです。ただし品川区障害福祉計画推進委員会におきましては、もう少し確定した数字でご審議いただけるかと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございます。請求してからも、きちんと確定するまでに結構かかるというのがありますので、そういうことはあるのかと思います。同行援護にしても重度訪問介護にしても、ぜひ周知もしていただいて、対策も取っていただきたいと思います。

それから、ちょっと進んで15ページの放課後等デイサービスなのですが、これは先ほどの計画書の中にも、放課後等デイサービスは一時よりはちょっと増えたのですが、報酬が下げられたのではないですか。そういう中で、誘致がだんだん難しくなっているということはないのかという思いがしているのです。そういうことで、見込みは一直線にずっと上がっているのに対して、利用者も増えているという状況があると思うのですが、実日数というのは、その割には緩やかだという思いがしているのです。そういう点では、希望する日数が受けられないということはないのかということと、それから報酬が下げられる中で誘致が難しくなっているという状況というのはないのか。それからさらに、これから要望というのはかなり多いと思うのですが、それに応えていくところでは、品川区としてはどう考えられているのかについても伺いたいと思います。

あと、16ページの障害児相談支援なのですが、令和2年度に、1,240件ということでかなり上がっているのですが、この実人数というのがどれぐらいなのか、教えていただけたらと思います。

それから結構、この障害児の計画相談で、品川区がほとんど組んでいたという状況があったと思うのですが、令和2年度とか、あと現在、それが今どんな状況になっているのか、品川区が組んでいる割合や件数などがどれぐらいになっているのか、その点についてもお聞かせいただけたらと思います。

○松山障害者福祉課長

まず1点目、放課後等デイサービスの、国の報酬による影響についてでございますが、今のところ、放課後等デイサービスを開設したいという事業所からの相談もございますので、すぐに影響が出るかという、すぐに何かかということではございません。ただし、国の報酬の考え方として、やはり様々な放課後等デイサービスのサービスメニューの中で、療育に当たらないようなものが散見されるということで、きちんと、重度の方への対応については報酬を上げるというところが、国の大きな報酬改定の考え方だと認識しております。今後また、放課後等デイサービスが国のほうでも議論されているところですので、国の動向を見ながら、品川区としても考えていきたいと考えております。確かにニーズはありますので、今後も事業者からの相談については積極的に応じていきたいと思っております。

また、16ページの障害児相談支援についてです。こちらは、かなり伸びておりますのは、やはり民間の事業所が増設したということで、品川区の障害者福祉課が行っていたものを、民間相談事業所に移行しているというところでございます。かなり円滑に移行は進んでおりますので、そのまま引き続き継続して進めていきたいと考えております。

実人数ですが、今、ちょっと数字は持ち合わせてはおりませんが、大体830人ぐらいの方が計画相談をつくっているというところでございます。これはまだ3月の数字が入っておりませんので、そちらの方につきましては100%、計画相談を作成しているというところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございました。

これは、今ちょっと本当に、希望する人が希望する日数を受けられないという状況も伺っているのですけれども、さらに開設に向けての制度チェックをお願いしたいと思います。

それから、計画相談実人数は約830人ということなのですが、では品川区から随分移行したということなのですが、品川区として組まれている件数はおよそ何%ぐらいかという、およその割合が分かったら、最後にお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

今現在、実務的には、障害のあるお子さんの誕生日で、更新のタイミングで移行の通知を出し、民間の事業所を選んでいただいているという状況でございますので、ほぼ順調に移行しております。何%かというのは手元にはないのですが、来年の3月末までにはほぼ移行が可能ということになっております。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時04分再開

○鈴木（博）委員長

ただいまより、厚生委員会を再開します。

以降は、健康推進部および品川区保健所の報告事項等となりますので、よろしく願いいたします。

(7) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の延長について

○鈴木（博）委員長

それでは、(7)新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○池田国保医療年金課長

私からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施しております、国民健康保険と後期高齢者医療制度の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象期間の延長、これは国からの事務連絡を受けての延長となりますけれども、3か月間延長して9月30日までといたしましたので、

ご報告させていただきます。

まず、1、支給対象期間でございます。こちらにつきましては、令和2年1月1日から令和3年9月30日となります。対象期間の延長に当たりましては、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する規則で定める日を、こちらの裏面でございますけれども、新旧対照表でございますように改正させていただいたところでございます。

2、対象者につきましては、被用者のうち、感染症に感染した方、もしくは感染が疑われる方という形になります。

支給要件につきましては、労務に服することができなくなった日から起算いたしまして3日を経過した日から労務に服することができない期間、給与の支払いが無い、もしくは減額された場合ということになってございます。なお、入院が継続する場合には、健康保険と同様に、最長1年6か月までという期間になります。

支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就業日数で割りまして、その3分の2掛ける日数という形になります。

5、支給状況でございます。こちらは令和3年6月1日の状況でございますけれども、国民健康保険につきましては、令和2年度につきましては26件の申請がございまして、24件、支給決定をさせていただきまして、支給額については123万件余ということになります。また、令和3年度につきましても、7件ほど申請がございまして、49万1,000円余の支給をさせていただいております。また、後期高齢者医療制度につきましても、令和2年度について2件の申請がございまして、29万5,000円余の支給をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましてはの周知でございますけれども、区の広報紙、ホームページ、それと広域連合のホームページにて周知したほかに、「こんにちは国保です」というようなことで、全世帯に配布しているところでございます。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

周知についてなのですが、広報などは様々、ホームページなどなのですが、これは、例えば感染症で治療を受けたとか入院したなどというのが国保医療年金課で把握できて、そこから遡ってというか、受けられますよという周知みたいなものというのはあるのでしょうか。それとも、そういう制度がありますというところで、自分が気づかない限りは受けられないという仕組みなのか、その点だけ教えてください。

○池田国保医療年金課長

今の周知についてでございますけれども、昨年度は保健予防課から、感染症にて入院された方についての一覧表みたいなものを頂きまして、確認させていただいたこともございます。ただ、今年度につきましては、まだその辺までは至っておりませんというところが状況でございます。

○鈴木（ひ）副委員長

PCR検査など、陽性になった人というのは、そういう形で受けられるというのを、区の保健所からも回していただくことはできるわけですね。それも、今年度もそういう形でされるということではないのでしょうか。それから、あと感染が疑われる者というものも含めて、感染が疑われるために仕事を休

まざるを得ないという人も、保健所では多分、把握できるのではないかと思うのですけれども、そういうところで、国保医療年金課から、傷病手当金が受けられますよという形での連絡が行くような仕組みになっているということでしょうか。

○池田国保医療年金課長

国民健康保険の加入者につきましては、周知についてというところで、「こんにちは国保です」というもので、一応、全件に配布しておりますので、そこで周知は一旦終わっているところでございまして、実際に対象者のところで感染が疑われる方というところでは、ご本人が熱があつて会社をお休みされたなどといったことで、最終的にPCR検査を受けて陰性になられる方、それから陽性になられる方というところかと思えます。その辺の結果については、また保健予防課から頂いたりすることもありますけれども、実際には、ご本人が、こういった症状が起きて会社を休んで給料をカットされたという事実があつて申請していただくということで、やらせていただいているところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、結構、PCR検査までいかないで、多分コロナだろうけれども、2週間休んでくださいと言われるような場面というのも結構あったのです。例えばアルバイトをしていて、匂いが分からないなどということで、恐らくコロナが疑われるけれどもPCR検査はしなくてもいいよと。でも、アルバイトは2週間休んでくださいみたいな形で言われた方というのも、傷病手当金の対象になるということでしょうか。そういう人は自らが、アルバイトの就労日数を傷病手当金ということで申請できるということでしょうか。それは、自分で気づいて申請するという仕組みしかないのかということも、ちょっと教えてください。

○池田国保医療年金課長

傷病手当金の申請につきましては、まず勤務状況につきましては、勤務先で、いつからいつまで休んだかという事実を書いていただくところもございますし、また、今お話のございましたアルバイト勤務の方ですと、シフトというものがあるかと思えますので、何日から何日と、フルではないかと思えますので、その部分の勤務の予定というものを勤務先で書いていただくということをやっていただきます。あともう一つは、症状が起きたときに、病院に行かれた場合には病院の先生にも書いていただいている書類がございますので、いつ発症したかということを書くところもございます。それで、実際に病院に行かずに終わってしまった方もいらっしゃるかと思えます。それは、ご本人の判子と、実際に勤務先でいつからいつまで休んだというようなことでの判子をついた書類をつけてもらった上での申請という形になります。

○鈴木（ひ）副委員長

いまだにPCR検査までいなくて、2週間休んでくださいというのが結構あるのです。嗅覚障害みたいな形で、取りあえず2週間休んでおいてくださいみたいな、そういう方というのも対象になるというところでは、本人が気づいて申請するしかないもので、そういう点では、広報しながら、ホームページというところで、「こんにちは国保です」というのも、細かい字で、分厚い資料で、なかなかあれを一々読むというのは大変だと思いますので、本当に広報しながらなどでも分かる形での周知を、ホームページもどんな周知になっているのか見ていないのですけれども、自ら気づいて申請ができるようにということでの周知を、ぜひお願いしておきたいと思えます。

○鈴木（博）委員長

ほかにご発言はございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 新型コロナウイルス感染症に係る保健所・保健センターの対応について

○鈴木（博）委員長

次に、(8)新型コロナウイルス感染症に係る保健所・保健センターの対応についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鷹箸保健予防課長

では、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

電話相談件数はご覧のとおりで、当初、ワクチンに関する相談も私どものところに入ってきておりましたが、今はそれも落ち着いてきておりまして、おおむね1日20件に満たないか、ちょっと多いかという状況になってございます。また、PCR検査の実施調整なども引き続き実施しておりまして、患者、自宅療養の方は随分少なくなっておりますけれども、現在も入院あるいは施設での療養の調整などを図っております。

裏面をご覧ください。

医師会に委託して実施している品川区PCR検査センター、先月に入りまして、大体週3日予定で実施しているところです。また、高齢者施設の検査もご覧のとおりで、保健センターについては、1回の呼出しの人数を変えて、引き続き乳幼児健診等も実施しております。

それから、その他ということで、非常に感染者が多くなった第3波の頃、一時期、積極的疫学調査も縮小せざるを得ませんで、優先度をつけて実施しておりましたが、現在はその対応も元に戻しております、引き続き感染者の方への対応を実施しております。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 品川区の新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種状況について

○鈴木（博）委員長

次に、(9)品川区の新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種状況についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

では、資料に基づきまして、接種状況についてご説明をさせていただきます。前回と同じところは割愛させていただきます。

3、品川区の体制でございますが、7月1日付をもちまして、職員が2名追加に加え、兼務3名が追加となりまして、現在13名の体制で行うことができるようになりました。引き続き、応援職員の5名については継続という形で、今現在、業務にあたっております。

4、接種方法でございます。6月21日より個別接種会場が追加されて、実際にもう接種が始まっています。120を超えるクリニックの皆様にご協力いただいているところでございます。

5、接種会場です。一覧になってございますが、⑮のスクエア荏原をご覧ください。スクエア荏原は6

月19日に開始しておりますが、会場の都合等々で、7月25日、今月の25日までという形で、スクエア荏原の会場は閉じさせていただきます。その後としまして、旧荏原第一地域センター、現在の荏原第一地域センターではございますが、こちらを8月14日から10月31日まで使うことで現在決定しております。既に一部、予約はもう開放しているところがございます。

裏面に参ります。

こちらの差し替えさせていただいた資料から、さらに追加で新しい情報がありましたので、6、ワクチンの供給・確保予定について訂正させていただければと思います。現時点で213箱ではなく、26箱追加されましたので239箱、これは7月末までの箱数でございます。239箱、確保できることが決まりました。この239箱は、回数に直しますと、27万9,630回分に相当いたします。およそ区民の35%程度のワクチンという形になります。

また、同様に8、ワクチン接種人数でございますが、最新の数字をお伝えさせていただければと思います。7月6日時点、昨日の時点での数字でございますが、1回目、品川区内で接種が終わった方は5万3,099人、こちらは61.7%に相当いたします。それで、2回目が2万8,058人、32.6%という形になります。最新の数字でございます。

9、区民への周知でございます。6月22日より、個別接種の書かれた一覧表を全戸配布させていただくことができました。

10、接種券の発送についてなのですが、表の中の13歳から64歳の方は、一斉に6月29日の火曜日に発送を行いました。一部地域におかれましては配達が遅れまして、皆様にも大変なご迷惑をおかけしてしまい、申し訳ございませんでした。6月29日に発送しております。基礎疾患を有する方、高齢者・障害者施設の従事者、60歳から64歳の方のカテゴリにあたる方は、集団接種会場といたしまして、7月2日の金曜日より予約を受け付けております。現在も予約受付中でございます。来週の各会場、集団接種会場の枠は、まだまだ十分な予約枠の空きがございますので、もし何かありましたらご案内いただければと考えてございます。

米印になりますが、現在発送しているのは13歳からという形になっております。12歳の方はということでございますが、米印の下から2つ目、今年度12歳になる方につきましては、誕生月の前月に接種券の発送を予定してございます。具体的に申しますと、既に12歳になられている方もいらっしゃいます。4月から8月生まれの方につきましては、今月末に発送いたします。9月以降にお誕生日を迎える方につきましては、誕生月の前の月の月末には発送するという形で、毎月順次送っていくという形で対応させていただきたいと考えてございます。

現在、ニュース等々で、ワクチンがないという話もございますが、品川区の集団接種会場の予約枠の開放の考え方でございますが、2回目の接種分を確保した状態で予約枠を開放してございますので、現時点で集団接種会場の予約が取れている方につきましては、2回目の分の確保もできております。現在、予約が空いているところに関しましても、2回目の分は確保できている状態での開放でございます。補足させていただきます。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）副委員長

ワクチンが足りないというところでは、集団接種会場は、予約が取れている分も、これから予約が取

れるという分も、2回分は確保されているということなのですけれども、これからの見通しというのは、今のところのワクチンの確保分は35%ということなのですけれども、どんどん、これからのほうが人数が多いのですけれども、その部分は順調に入ってくると考えていいのでしょうか。それから、診療所などでも予約を組んでしまったのに、その分が入ってこないというのがニュースで時々報道されていますけれども、診療所、クリニックに対してのワクチンの配送というのは、品川区から配送するという仕組みなのでしょうか。それとも東京都から来るという仕組みなのか。診療所の分のワクチンの確保の状態というのはどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず、ワクチンが順調に入ってくるかというお尋ねでございますが、8月分の通知が、昨日の午前中、ようやく参りまして、8月分までは通知をもって示されました。7月と大体同じぐらいの数が国から発出されるということで、通知がありました。ただ、品川区に幾つ来るかということは、現在はまだ分かっておりません。現時点で国から通知があるのは、8月分の今のご説明のところまででございます。

2点目の、診療所の配送の仕組みについてでございますが、診療所と申しますか、区内に基本型接種施設と呼ばれる、いわゆるV-SYSというシステムに登録されている箇所が、品川区役所、それから医師会館、それから幾つかの病院にございますが、まずそこに国からワクチンが直接配送されることとなりますが、そのワクチンの合計の箱数については、一旦、品川区が東京都に数字をまとめて提出することになりまして、その後、東京都が品川区全体に幾つ発送できるかという数字を東京都が決定して、その決定された数字に基づいて、各基本型施設に箱数が分配されるという流れになってございます。今後、8月分以降につきましては、現時点で品川区に幾つ来るかということがまだ分かっておりませんので、8月分以降は現在未定という形でお答えはさせていただきますが、少なくとも7月分とほぼ同じ量を、国は日本全国に発出するというところまでは通知が出ているとご理解いただければと思います。

○鈴木（博）委員長

基本型接種施設というのはディープフリーザーがあって、まとまってディープフリーザーにがばっと来て、そこからいろいろなところに仕分をするのです。

○鈴木（ひ）副委員長

集団接種会場から、それから120か所のクリニックからということで、かなりの体制が取られたわけですが。その体制としては取られているのにワクチンが来なくて、その体制がフル稼働できないという状況というのはあるのか。でも、8月も幾つ入ってくるか分からないというふうなことであれば、8月分の予約というのもすごく取りにくいのかと思うのですけれども、その辺のところは、7月と同じだけ入ってくるといっても、幾つ来るのかまだ分からないとなると、それが分かってから8月分の予約を取るという形になっていくのでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

現時点で既に品川区で保管しているワクチンの数から、現在8月の予約枠を既に開放しております。ただ、これに加えて、今後、8月分の予約枠、一部絞っている部分がございますので、絞っている部分をさらに上乗せできるかどうか。また9月以降の予約枠をどこまで開放できるかどうかというのは、現時点では慎重に進めていかなければいけないと考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

せっかく体制を整えたのに、今度はワクチンが足りなくて、整えた体制がフル稼働できないという状況というのは、本当に厳しいものがあるという思いがしています。

それから、高齢者のワクチンなのですけれども、7月末までに、高齢者全員のワクチン接種が終えられるということで、区としても出したと思うのですけれども、7月末までに終える見通しというのはどんな状況なのか伺いたしたいと思います。

それからもう一つなのですけれども、障害のある方へのワクチン接種についてということなのですが、障害者の家族の方から言われたのが、これは港区のホームページに載っていたということで、「知的障害や精神障害がある人で、『人の多い場所では、パニックになりやすい』、『慣れない場所では不安になって声を上げたり、走り回ったりする』、『障害特性などにより、マスクをつけることができない』などの理由により集団接種会場での接種が困難な方」に対して、港区では体制を取って、そういう方専用の場所を取って、日にちを指定して、そこにどうぞおいでくださいとホームページに載っていたということをお知らせいただいたのですけれども、こういうものも必要なかと思うのですけれども、区としては、こういう障害のある方、今申し上げたような方に対しての、集団接種会場での接種が困難な方に対しての接種に関して体制を取るところではいかがでしょうか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

現在、今の件に関しましては、所管と調整を進めているところでございます。

7月末に終わる見込みについては、前回の厚生委員会でもお伝えしているかと思いますが、試算上は、7月末までに高齢者の人数分の枠は開放しております。ただ、中にはやはり、会場を選ばなければ早い日程で打つことはできるのですが、どうしてもこの会場がいいなどという形で、前倒しのキャンセルをして、前の日程でキャンセルを、予約を取り直されない方も、中には一部いるようでございますので、そういった方に関しては、7月を多少またいでしまう可能性も否定はできないかと思いますが、少なくとも区としましては、7月中に高齢者の方が打ち終わるだけの枠は確保したということでご理解いただければと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

障害者の方に対しては、所管と調整中ということですので、それは、いつぐらいまでに分かるのか。できる限り早くにお知らせされると、すごく安心ということもあるので、ぜひそういう体制を取っていただいて、早めにお知らせをしていただけるようにしていただきたいと思うのですが、その点、お聞かせください。

それと、基礎疾患を有する方、高齢者・障害者施設の従事者、60歳から64歳の方というのが、7月2日から予約受付がされているわけですが、そこの方の予約というのも、こういう年代別に区切っていくわけですね。そういうところでは、まず7月2日から始まって、基礎疾患を有する方などを優先的にやるということは、予約などがスムーズにいつているのか、その点についてもお聞かせください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

所管との調整につきましては、早めに進められるように引き続き努力してまいります。

現時点での予約についてですが、システムも、もともとダウンはしていないのですが、特に今回は、入りにくいということもさほど、以前に比べたら大分、解消されてもおりましたし、コールセンターにつきましても、1回ではつながらないかもしれませんが、以前に比べたらかなりかかりやすかったという報告も聞いております。

○鈴木（ひ）副委員長

本当に人数もたくさんですし、ワクチンがスムーズに入ってこなかったり、次々といろいろ大変です

けれども、これからも様々な対応でスムーズにいきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。本
当にお疲れさまです。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご質問、ご発言はありますか。

○高橋（し）委員

ワクチン接種の事務作業は本当に大変お疲れさまです。いろいろありがとうございます。

1つだけ、先ほど6月29日に64歳以下の方々に発送したという話があつて、それで配達が遅れて
というお話がありました。これはどういった理由で、29日に郵便局のほうに持って行つたけれども、
その後どこかでというのか、それとも、その前の段階で、もう少し持つていくのが遅れたかなど、その
辺がもし分かればお願ひします。64歳以下の方々に、まだ来ないと随分お問い合わせがありましたの
で。すみません、お願ひします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

今の点についてお答えいたします。郵便局とは事前に調整はさせていただいておまして、持ち込ん
だら、もしかしたら1週間程度はかかるかもしれませんということは確かにご案内はありましたが、通
常、2日から3日で到着するというお話がありましたので、こちら、ではなるべく早くお願ひします
ということと、総務省からも、もともと郵便局には、新型コロナウイルスのワクチン接種の件について
は、なるべく早く配達するようにという通知が出ておりますので、その点から、ぜひお願ひしますとい
うことで、調整させていただいたところでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

私も詳しくないのですが、郵便法があつて、郵便物を一定の日までに届けられないといけないというの
があるのですけれども、今回、非常に数が多かったから、そこはもう、とにかく早くということで、その
辺のお話で今の状況になつたのかと思われるのですが、ただ一方で、投票所入場整理券は、ほぼ同じか、
それ以上、配る。投票所入場整理券については、またちょっと事情が違うのかもしれませんが、
こういった形で皆さん、非常に不安な状況だったので、次ということはないのかもしれませんが、
その辺りの郵便局との交渉は、やっただけだと思いますけれども、より、しっかりとお願ひいたし
ます。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言はございますか。

○せお委員

すみません。2点ほど。

今、239箱、確保しているということなのですから、これはファイザー社とモデルナ社が混ざつ
て両方あるのかということと、あと、ホームページにも、「1回目の接種と2回目の接種は、同一の接種
会場または実施医療機関で受けてください」というのは、すごく大きく書いてくださっているのですけ
れども、1回目と2回目の接種の予約、2回目の予約などが違う場所になっている場合というのは、
ちょっと予約方法がそれぞれ違つたりするので難しいかと思つたのですけれども、把握やお知らせなど
できたりするのか、教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず、239箱については、全てファイザー製のものでございます。

予約についてなのですが、集団接種会場で1回目の予約を取って接種が終わりますと、その場で待機時間中に2回目のご案内をするというスキームになってございます。ただ、どうしても、2回目の3週間後の同じ曜日の同じ時間帯がどうしても都合が悪い方は、ご自身の判断の下に翌日以降、ご自身でキャンセルをして予約を取り直すということになっておりまして、その方々がどこの会場に移ったかというのは、こちらでは正直、把握はできておりませんが、一応、ご自身の判断でキャンセルして会場を変えることは、できなくはないということでございます。

○せお委員

ありがとうございます。

他の自治体などでは、1回目がモデルナで、2回目がファイザーのものを打ってしまったということがあったようですので、それぞれ医療機関などでも注意してくださっていますし、集団接種会場でも注意されていると思うのですが、その辺は効果が変わってきてしまうので、ぜひ注意して、その辺は対策を練っていただきたいと思っています。

○鈴木（博）委員長

ほかに何かご発言は。

○若林委員

プラス26箱で239箱。これが、8月いっぱいの接種の……。多分、聞き逃したと思います。239箱の27万9,000回余というのが、1回目、2回目、しっかり担保してというところで、これが今の集団・個別接種会場体制、そのほかにもあると思いますが、それでいつまで2回目が確保されているのかというのが1つ。

それから今後の見通しが、品川区がコントロールして数をまとめて東京都に上げて、その答えがまた東京都から来るという仕組みになっているということで、今後の239箱の次が、東京都の調整の回答がどのぐらいで来るのか。大体、見通しをおっしゃっていただいて、その都からの回答が来ると、今、いわゆる絞り込み、新規の予約の絞り込みが見られる、やっているというところで、その絞り込みを解除するということにはなるのかと思うのですが、その辺のこともお聞かせいただきたいと思っています。

そうすると、今の区のホームページでは、「どうぞ予約をどんどんしてください」と。「どんどん」という表現ではないですけども。一方で、特に個別接種の場合は、電話であったり、予約をされると思うのですが、区のホームページが、表現が変わっていないので電話をすると、多分いわゆる絞り込みということだと思うのですが、今、予約は新規で受けていないのです」ということがあるとは個別に聞いておりますので、区のホームページの区民へのアナウンス、「今、集団接種、特に個別接種会場での予約については、こういう状況になっています」、また「今後こういう経緯の中で、またお知らせします」など、見通しを示すということも、コントロールしている区のほうで、ホームページ等で丁寧に区民のアナウンスをしていただきたいとは思いますが、以上、何点かお願いいたします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず、239箱につきましては、7月中の配分数までの合計という形でご認識いただければと思います。それで、8月分について、具体的な数字を申しますと、8月の前半に国として1万箱、8月の後半に国として1万箱を出しますという通知が、昨日の午前中に来ましたというところまでで、区に幾つ来るかというのはこれからとなります。それで、東京都への報告になりますが、その辺りは、先ほどの基本型といわれる施設と調整しながら、幾つぐらい欲しいという要求はするのですが、その要求をするのが、日にちを私のほうでは今、完全に把握できておりませんが、恐らく今週末から来週の頭にか

けて、8月の前半週の分をお出しして、その回答が来週の終わりぐらいには到着して、大体そこで箱数が幾つぐらいになるかというのが見えてくる。そういったスケジュール感で動いていく形になります。ですので、現時点では、8月の前半週の分が幾つぐらい来るかというのが、まだ分からないという形になります。

失礼しました。8月の前半週については、7月15日の木曜日に、品川区に来る分が決定します。それで、8月の後半週、後ろ2週間分が決まるのが、7月29日に決まるという形になっております。

予約状況についてなのですが、現在、区で開放している予約枠全て、打ち終わった方も含めると9万強の予約枠を開放しております。その中で、今、残枠が、概数ですが4万前後の残枠がまだございます。その枠については、現状、ワクチンは2回目分も確保、それから8月に入ってくる見込みの分も含めてありますという形になるのですが、それを積み増しできるかどうかというのが、今後のワクチンの供給量によって変わってくるので、現在空いている分に関しては、特に区の集団接種会場については、予約をキャンセルするであるとか、現在空いている枠を閉じるということをするのは、想定はしておりません。ただ、積み増し、それからもっと人数を増やすための予約枠の開放がどこまでできるかというのが、今後、急ぎ検討しなければいけない課題になってまいります。

ただ、個別接種会場につきましては、両医師会と今、お話ししているところではございますが、医師会、それから各クリニックの先生方の、予約が取れる人数や、予約の開放の考え方もありまして、区の考えに縛られるものではございませんので、現在、医師会が、ワクチンの数が危ないということで、医師会のほうからひもづく各クリニックに、予約を一旦停止して、今あるワクチンの数をもう一回確認して、予約がもう一回取れるかどうか、今後のワクチンの供給量を見越しながらどうするかというのをもう一回検討したいので、一回待ってくれという形で止めたところ、両医師会からは説明を受けております。

○若林委員

丁寧にありがとうございます。

いずれにしても、どこで目詰まりしているのか、いろいろな報道もありますけれども、国ではしっかり、もう対応していただきたいということで、区も当然、ご要望されていると思いますし、私たちも私たちの立場でしっかり要望していきたいと。また、区のホームページのことについては、本当に丁寧に、ワクチンが手元に十分にあれば、個別接種も予約をどんどん受けられるということなのですが、どうしてもお断りせざるを得ないということで、そこでまた窓口、電話で、やはりいろいろなやり取りがあつてということで、ただでさえ個別接種には皆さんがご苦労されているので、その辺も慮っていただいて、医師会のお話も聞いていただいて、区のホームページに何か表現することで、区民も、また医療機関もスムーズに円滑にいくのであれば、それに越したことはないと思いますので、そちらは改めて要望させていただきます。

その上でもう一つだけ、先ほどのご説明で、7月2日からいわゆる64歳以下の優先の方が始まって、予約枠にまだ十分余裕がありますということで、ワクチンが来ていない中で、一方でまだ余裕があるということなので、高齢者ほど接種を希望する方が、次の年代などの方はあまりいらっしやらないのかと想像しているのですが、それはそれとして、順次、14日、20日というふうに開いていくわけですが、今後のワクチンの見通しとの兼ね合いになりますけれども、何かもう少し前倒して、希望する方には一日も早くという思いはありますので、もし十分に2回分の枠があるのであれば、多少の前倒しという考え方があるかどうか、それだけ聞いて終わりにします。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず、現時点で60歳から64歳、今回の基礎疾患を有する方も含めての予約の埋まり方なのですが、確かに委員ご指摘のとおり、今までの75歳以上のときと、65歳から74歳のときの予約の埋まり方のスピードとを比べると、大分遅い、ゆっくりしている、一気に埋まるという感じはない状態に、現状は見受けられます。今後の枠の開放の前倒しですが、現時点では考えておりません。というのと、現時点では29歳以下の方も含めて全区民の方のワクチン量が、今、確保できている状態ではございませんので、枠の開放について前倒しどころか、もしかしたらどこかでストップをかけなければいけないことも検討しないといけない状態になるかもしれません、これは今、急ぎ計算しているところでございます。今、何かここで話していいものではないのですけれども、そのことも含めて、今現在、今、計算している真っ最中でございます。

○若林委員

はい。見通しが立っていないというので、そこは理解しました。

○鈴木（ひ）副委員長

高齢者施設や障害者施設、障害者のグループホームなども含めて、それから、あと在宅の要介護度の高い方の接種というのは、現状、どんな状況になっているのか、教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

高齢者施設の接種については、時期的にもうほぼ終わる頃になります。それから在宅についても、順次、できるところから、今、スタートしているというところでございます。

○鈴木（ひ）副委員長

在宅の方というのは、体制としては、往診の先生が何人かでやったださっているという、往診でもやる先生とやらない先生と、あと自分が往診しているところではないところも巡回という形でやったださっているという、その体制についても教えていただきたいのと、あと障害者のグループホームなども、グループホームに入られている方も、それからグループホームの職員の方も一緒に接種を受けられているともお聞きしたのですけれども、障害者の施設はどういう方針でどこまでいっているのかというあたりも教えてください。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

まず在宅のお話ですが、訪問診療というか、往診で行ける先生方の中で、まずできる方から、できるところから進めているところでございます。一気にという感じではなく、できるところから、今、順次、始まったとご理解いただければと思います。

施設のほうですが、グループホーム等々の接種は、施設を利用されている方については、もう終わる時期だとは報告を受けておりますが、従事者についてどこまで進んでいるかというのは、100%かどうかというのは、こちらでは、同じ日に一度に従事者の方に全員打ってしまうことは副反応等との関係で、そういったことができないのと、あと基本的に余りワクチンで対応するということになっていきますので、もちろん打っている方もいますけれども、全ての方が打ち終わっているかどうかというのは、若干不明な部分はございます。

○鈴木（博）委員長

ほかにご発言はございますか。

○石田（秀）委員

1点だけお聞きしたいのですけれども、集団接種会場と120か所の個別接種会場があると思うのですが、残が出ますよね。6回分ずつというのか、例えば、1日2とか3とか残りが出たときは、どうい

う対応をしているのですか。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

残についてのご質問でございます。集団接種会場から出た余りワクチンにつきましては、3時から3時半ぐらいの時間に、総務課に一回、その数が来まして、総務課で持っているリストから割り当てて、職員をその会場に派遣して、余らないように打つという流れになっております。個別接種会場につきましては、各クリニックの先生のご判断で、かかりつけの患者にご連絡いただいたり、あと医師会の要請を受けまして、区でも、個別接種クリニックから連絡をしてもいい保育関係の施設、それから高齢者・障害者関係の施設のリストをお渡ししていますので、順次ご連絡いただいて、余らないように打ってくださいというお願いをしているところでございます。

○石田（秀）委員

今の余りワクチンなのですが、そこの接種会場、集団でも例えば個別でもいいのだけど、それぞれご苦労いただいて、例えば近隣の商店街と連携して、窓口は決めておいて、今言った4時頃に連絡を入れて、商店街で打てる人、お店の方とか、すぐ来てくださいますとか、そういうことをやっているのは、すごくいいことだと私は思っているのだけど、それはそれでもいいということですよ。

○豊嶋新型コロナウイルス予防接種担当課長

あくまでも集団接種会場については区のほうでという形でやってはおりますが、個別接種のクリニックにつきましては、クリニックの先生のご判断で動いていただく分は往々にしてあるかと思っておりますので、結構かと思えます。

○鈴木（博）委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査について

○鈴木（博）委員長

次に、予定表2、所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目につきましては、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

委員の皆様より頂きましたご意見・ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の厚生委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付したとおり、「感染症対策について」、「高齢者福祉について」および「障害者支援について」の3項目を、去年に引き続いて決めさせていただきました。項目としては、昨年と同一のタイトルになりますが、具体的な調査内容に関しましては、異なる事項を取り扱っていきたいと考えております。

まず、感染症対策については、保健所機能と新型コロナウイルス感染症対策についてという案が複数の会派から上がりましたので、これを非常に踏まえまして、ワクチン接種が一定程度進んだ段階におきまして調査・研究してまいりたいと考えております。

高齢者福祉については、今般新しく策定された第八期品川区介護保険事業計画の重点課題である「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」に対応する8つの推進プロジェクトの一つに、「認知症高齢者とともに生きる総合的な施策の推進」が設定されていること、また、地域包括ケアも幾つかの会派からご提案がございましたので、その観点を基にして、区民の関心が最も高いと思われる認知症対策の取組について調査・研究してまいりたいと考えております。

障害者支援につきましても、複数の委員からご提案がございましたので、発達障害者への支援に関し、今年4月に開設された発達障害者相談支援センターにおける取組等をご紹介いただきながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明させていただきました。時間の関係もあり、ご要望全てを取り上げることではできませんでしたが、このような形で各党派のご意見を満遍なく取り込みまして提案させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ありがとうございます。それでは、さよう決定いたします。

次回以降の委員会から調査を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、理事者におかれましても、いろいろな資料をお願いすることがあると思っておりますが、よろしくご対応のほどお願いたします。

以上で、本件を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項

○鈴木（博）委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

(2) 委員長報告について

○鈴木（博）委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○鈴木（博）委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○鈴木生活衛生課長

昨日の区民委員会におきまして、第39号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について審査いただきましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、戸籍住民課所管分に関する部分の改正もあることから、昨日、生活衛生課所管分と併せて区民委員会で審査を頂いたものでございます。生活衛生課所管分については、品川区手数料条例の別表(4)の中で医薬関係の規定がございますが、その中で引用している根拠法令がこのたび改正されました。これに伴いまして、引用している法令の条項の番号にずれが生じたため、改正後の条項番号に合わせるための修正をしたものでございます。したがって、区の事務や関係施設の方の手続き、それから手数料の額等については、一切変更はございません。

昨日の審査におきましては、生活衛生課所管分についてはご質問はなく、審査の結果、条例案全体が可決されたところでございます。

○鈴木（博）委員長

説明が終わりました。

ただいまご説明にもありましたように、本件に係る条例議案は区民委員会に付託され、昨日、審査の上、可決されております。ただ、当委員会にも関連する内容であることから、本日、紹介していただきました。

その上で、この場でどうしても確認したいことがございましたら、ご質疑をどうぞ。

特にご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますか。

なければ、正副委員長より1点ご案内させていただきます。

過日の委員長会において、今年度の行政視察について議長よりお話がありました。その内容は、「今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況を見ながら、8月上旬頃をめどに、実施の可否の判断について改めてご相談させていただきたい。また、実施の可否は、昨年度と同様に5常任委員会で統一したい」といったものでした。

今後の見通しが立たない状況ではありますが、時間的な制約もあることから、一定程度、正副委員長にご一任いただいた上で、時期を見ながら内部的な検討などを始めさせていただきたいと考えております。例年どおりの進行には準じることができない部分も多々生じると思いますが、何とぞご理解、ご協力ください。

よろしければ、本件については以上で終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会と致します。

○午後2時01分閉会